


# 東京都市計画一団地の住宅施設 石神井一団地の住宅施設 総括図

(練馬区決定)



## 石神井一団地の住宅施設



**凡例**

用途地域図の記号

用途地域 → 準住・75 → 建築密度(%) → 準住・60/300 → 容積率(%) → 5-3 → 最低建築高度(7m) → 最低高度地区(7m) → 建築線は防火地域等の種別 → 日照規制(時間) → 建築線から10mを超え15m以下を越える範囲の建築線時間 → 敷地境界線から5mを超え10m以下を越える範囲の建築線時間

※用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

**用途地域(特別用途地区)**

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

**高度地区**

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

**防火地域等の指定**

■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

**風致地区**

■	第2種風致地区
---	---------

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置く指定図で確認してください。(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画課係(都庁第二本庁舎21階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページをご覧ください。(http://www.city.nerima.tokyo.jp/)
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路幅式の指定(形状に道路側に指定されているもの)では、基本的には道路と数メートルの境界線から20mです。30mのものは、「一30m」の表示があります。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。